

岡山県訪日団体ツアー一造成助成金交付要綱

第1条（目的）

この要綱は、外国から岡山県を訪れる団体ツアー一造成に要する経費の一部を助成することにより、岡山県への誘客促進と宿泊者数の増加、及び県内周遊の拡大を図ることを目的とする。

第2条（交付対象者及び交付要件）

岡山県訪日団体ツアー一造成助成金（以下「助成金」という。）の交付対象者は、次の各号の条件をすべて満たす団体ツアー（以下「ツアー」という。ただし、修学旅行等の教育旅行を除く。）を実施した海外の旅行会社や国内のランドオペレータ等とする。

- （1）外国からの県内観光を目的としたツアーであること
- （2）ツアー催行人数（添乗員、ガイド、運転手等関係者は除く）が10人以上であること
- （3）ツアー参加者全員が岡山県内の宿泊施設に1泊以上すること

第3条（宿泊施設）

前条第3号の宿泊施設は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた施設、または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行った施設とする。

第4条（助成金の交付額）

助成金の交付額は、ツアーごとに参加者1人あたり2,000円とし、1ツアーあたり40,000円、1事業者あたり累計800,000円を上限とする。なお、県内市町村及び市町村等が構成員となっている観光関係団体が実施する助成制度との併用はこれを妨げない。

第5条（助成金の交付対象期間）

- 1 助成金の交付対象期間は、次のとおりとする。
 - （1）第1期 令和6年1月4日から令和6年2月29日まで。
 - （2）第2期 令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
 - （3）第3期 令和6年7月1日から令和6年9月30日まで
 - （4）第4期 令和6年10月1日から令和6年12月31日まで
 - （5）第5期 令和7年1月1日から令和7年2月28日まで
- 2 前項各号に定める交付対象期間は、宿泊日を基準として判定する。なお、本県に2泊以上する場合であって、宿泊日が前項各号の複数の交付対象期間に及ぶツアーについては、原則として1泊目の宿泊日を基準日とする。
- 3 第1項各号に定める交付対象期間ごとの助成額が別に定める上限額に達した場合は、当該交付対象期間中の助成を終了することがある。
- 4 前項の規定により助成を終了した場合において、第2項なお書きに該当するツアーを実施したときは、1泊目以外の次期交付対象期間に属する最初の宿泊日を基準日とする。

第6条（助成金の交付申請及び請求）

助成金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、岡山県訪日団体ツアー造成助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を、ツアー終了後、原則として30日以内に、岡山県インバウンド推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。なお、1つのツアーについて、複数件の申請を行うことはできない。

第7条（助成金の交付）

会長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに事業者に助成金を交付するものとする。

第8条（助成金の返還）

事業者は、この要綱に定める事項に違反して助成金の交付を受けた場合は、既に交付された助成金を会長に返還するものとする。

第9条（助成金の交付限度）

本要綱による助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

第10条（その他）

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年11月1日以降を宿泊日とするツアーから適用する。